

ナノ・バイオメディカル学会会則

2009年2月20日 制定

第1章 総 則

(名 称)

第1条

本会はナノ・バイオメディカル学会と称する。
なお、英文名は Nano Biomedical Society と称する。

(目 的)

第2条

本会はナノサイズおよびサブミクロンサイズの材料等に関する研究、臨床応用、それらに関連する教育ならびに産業の発展に寄与することを目的とする。

第2章 事 業

(事 業)

第3条

本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 研究発表会、講演会の開催
- (2) 講習会、見学会および懇談会の開催
- (3) 機関誌および学術図書、その他印刷物の刊行
- (4) 調査研究
- (5) 関連諸学会ならびに諸機関との連絡および協力
- (6) その他第2条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第4条

本会の会員は以下に該当する者をもって組織する。

- (1) 正 会 員
第2条の目的に関する学識経験を有する者で、本会の目的に賛同する者。
- (2) 法人会員
本会の目的事業に賛同する法人または団体。
- (3) 学生会員
学部学生、大学院生、留学生や専門学校生などの学生で本会の目的に賛同する者。
- (4) 外国会員
海外に在住する者で本会の目的に賛同する者。
- (5) 購読会員
本会が刊行する機関誌の購読を希望する図書館またはメディアセンター等。

第5条 入会および会費

1. 入 会

本会に入会するには、所定の入会申込書と入会金、年会費を添えて事務局に提出した後理事会の承認を受けなければならない。入会金は別に定める。

2. 会費の返納

いかなる理由があっても既納の会費は返還しない。

第6条 資格喪失

1. 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会の届けが提出されたとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 会費を滞納したとき。この場合、退会前年までの会費を支払うものとする。
- (4) 本会の会則または内規に違反する行為があったとき。
- (5) 本会の事業を妨害し、または本会の名誉を著しく損う行為があったとき。

第7条 学会賞

本会の学術分野で優秀と認められた会員には、理事会の推薦により会長が学会賞を授与する。

第4章 役 員

(役 員)

第8条

本会には次の役員をおく。その選出方法については別に定める。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 評議員 若干名
- (6) 監 事 1名以上

(役員の仕事)

第9条

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括し、常任理事会、理事会、評議員会および総会を招集し議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けた時はその職務を代理・代行する。
- (3) 常任理事は執行機関である常任理事会を組織し、理事会、評議員会ならびに総会に計るべき事項、その他会長から示された重要な会務について審議、決

- 定する。
- (4) 理事は執行機関である理事会を組織し、議決機関である評議員会ならびに総会に計るべき事項、その他会長から示された重要な会務について審議、決定する。
- (5) 監事は事業内容と会計を監査する。

(役員任期)

第10条

役員任期は4月1日より3年間とする。補欠のため就任した役員は、その前任者の残任期間とする。

第5章 名誉会員

本会には名誉会長、ならびに名誉会員をおく。ともに議決権はない。期間は終生とし、会費は免除とする。

(名誉会長)

第11条

本会には名誉会長をおく。本会の目的達成に多大の貢献を果たし、会長を務めるとともに、常任理事会の推戴を経て、総会で承認された者とする。

(名誉会員)

第12条

本会には名誉会員をおく。本会の目的達成に多大の貢献を果たし、常任理事会の推戴を経て、総会で承認された者とする。

第6章 会議

(会議の種類)

第13条

会議は総会、常任理事会、理事会、評議員会、編集委員会とする。その他の会議は会長が定める。

(総会)

第14条

- (1) 総会を通常総会および臨時総会とする。
- (2) 通常総会は、年1回開催し、臨時総会は、必要に応じ開催する。
- (3) 総会は、全会員をもって組織し、議事は出席者の過半数の賛成によって議決する。

(総会に附議する事項)

第15条

次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 会則の変更
- (2) 毎事業年度の事業計画
- (3) 入会金、会費
- (4) 役員の変更

- (5) 予算および決算
- (6) その他重要な事項

(常任理事会)

第16条

常任理事会は、会長、副会長および常任理事をもって構成し会長が開催する。

(理事会)

第17条

理事会は、会長、副会長および理事をもって構成し会長が開催する。

(評議員会)

第18条

評議員会は、評議員で構成し会長が随時開催する。なお、議事は出席者の過半数の賛成によって議決する。

第7章 資産および会計

第19条

本会の資産は次の通りとする。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金、その他の収入

第8章 会計年度

第201条

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

諸規定

ナノ・バイオメディカル学会の表彰に関する規定

(趣旨)

第1条 会則第7条で定められた本会の学術分野で優秀と認められた会員には学会賞を授与する。

(種類)

第2条 賞の種類は次の通りとする。

- (1) ナノ・バイオメディカル学会学会賞
学会活動に大きな功績のあった者に授与する。
- (2) ナノ・バイオメディカル学会論文賞
すぐれた学術論文を本学会機関雑誌に発表した者を表彰する。
- (3) その他、学会長ならびに大会長がとくに定める賞

(選考)
第3条 各賞の選考資格および選考方法は、別に定める。

(表彰)
第4条 各賞の受賞者には、各年度の総会・学術講演会等において表彰する。

(改廃)
第5条 この規定の改廃は、総会の決定をもって行う。

付則
この規定は、2009年2月20日から施行する。

ナノ・バイオメディカル学会学会賞内規

(趣旨)
1. 本学会活動に功労のある者を表彰するために本内規を設ける。

(資格)
2. 本学会にかかわる学術研究、教育活動、学会活動に大きな貢献があった者。

(選出方法)
3. 学会長の指名で理事5名からなる表彰委員会を置き、委員の投票により受賞候補者を決定し理事会で承認を得る。なお、表彰委員会は表彰後に解散する。

(表彰)
4. 学会賞受賞者には学会長から賞状を授与する。

付則
この規定は、2009年2月20日から施行する。

ナノ・バイオメディカル学会学会論文賞内規

(趣旨)
1. 本学会の学問領域で学術的に有益であると認められた論文を表彰するために本内規を設ける。

(資格)
2. 本学会機関誌への論文掲載時ならびに受賞時に会員で筆頭著者であること。

(選出方法)
3. 編集委員長からなる論文賞選考委員会を置き、委員の投票結果と併せて決定する。論文賞選考委員会は選考理由を付けて学会長に報告し承認を得る。

(表彰)
4. 論文賞受賞者には学会長から賞状を授与する。

付則
この規定は、2009年2月20日から施行する。

ナノ・バイオメディカル学会年会費に関する規定

- 1) 入会金 無料
- 2) 年会費は次のとおりとする。
 - (1) 正会員 2,000円
 - (2) 法人会員 1口 20,000円 (1口以上とする.)
 - (3) 学生会員 無料 (専攻生等別に職業を持つ者は正会員として、学生会員には含まれない.)
 - (4) 外国会員 無料 (ただし、海外在住者で機関誌送付を希望する場合は年間郵送料 20米ドル)
 - (5) 購読会員 2,000円

ナノ・バイオメディカル学会機関誌編集委員会内規

(編集委員会)
1. ナノ・バイオメディカル学会編集委員会を置き、担当理事が編集委員長となる。委員は委員長の指名とする。

(書籍)
2. ナノ・バイオメディカル学会は以下の書籍および電子媒体を発行する。

- (1) 英文雑誌: "Nano Biomedicine (Nano Biomed)"
- (3) その他の雑誌および本などのメディア媒体(電子媒体を含む.)

(雑誌の配布)
3. 本学会の機関誌は会員に無料配布する。なお、非会員は編集委員会が定めた定価で購入できる。

(著作権)
4. 本学会が発行するすべての著作物は原則としてナノ・バイオメディカル学会に帰属する。

付則
この規定は、2009年2月20日から施行する。